

教 生 学 第 912 号

平成 28 年 2 月 8 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

学校等におけるいじめの発生状況等に関する保護者等との情報共有について
（通知）

このことについて、学校や教育委員会においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」や「北海道いじめ防止基本方針」等を踏まえ、児童生徒やその保護者に対し、いじめの実態や傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について積極的に保護者や地域住民等との情報共有に努める必要があります。

こうしたことから、この度、道教委では、学校等におけるいじめの発生状況等を学校通信や学校評価の取組を通して効果的に公表を行っている事例をとりまとめ、別添資料のとり作成しましたので、送付します。

ついては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に別添資料を送付するとともに、各学校においての研修や校内のいじめ対策委員会での取組で活用するなど、いじめの防止等の取組について理解を深めるよう、指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）

学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表に関する事例

～いじめ根絶に向けての保護者や地域住民との情報共有のために～

平成 28 年 2 月 北海道教育委員会



学校や教育委員会においては、次に示す条例や方針等を踏まえ、児童生徒やその保護者に対し、いじめの状況やいじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について広報・啓発活動に努めることが大切です。

ここでは、学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表事例について紹介します。

□ 「北海道いじめの防止等に関する条例」第 20 条

「道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」

□ 「北海道いじめ防止基本方針」

「2 学校の設置者が実施すべき施策」「(7) 啓発活動」

「いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響について、広報・啓発活動を行います。」

□ 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」 (平成 27 年 2 月 9 日付け教生学第 1018 号通知)

「いじめの防止等のための取組に係る学校評価結果については、学校のホームページや学校通信等により公表するとともに、学校評価項目や観点を工夫し、評価の結果を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組の改善・充実に取り組むこと。」

◆ 事例1 「いじめアンケート結果の公表」

【取組の特徴】

- いじめアンケートの結果や防止策の公表によるいじめ根絶に向けた学校と家庭との連携強化

【取組の概要】

当該学校では、いじめの未然防止に向けた学校の取組や、いじめが起こった場合の対応等について、年度当初だけではなく、いじめアンケートの結果を集計した際に、改めて保護者に公表することにより、保護者からの理解を得て、家庭との連携強化を図っている。

「いじめの問題への対応について」(保護者あて文書)における公表例

見ることがあるに○を付けた生徒に聞きます。その時どうしましたか。

いじめられている人を助けたり励ましたりした
いじめられている人を見守った

保護者の皆さんへ
いじめの問題への対応について

1 いじめに関するアンケート調査(平成27年11月)について
(1) 本校生のいじめに対する考え方の状況
アンケート調査では毎回の質問項目を集計しています。

⑦ 「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか。」
ア そう思う そう思わない よくわからない

本校生の回答の状況は、次のようになっています。

	そう思う	そう思わない	よくわからない
本校H27.11	73.0%	8.7%	18.3%
本校H26.11	73.7%	5.1%	21.2%
全道H26.11	71.6%	—	—

※合わせて28.4%

「いじめはどんな理由があっても許されない」と思っている生徒は全道平均より多くなっていますが、一方で、「そう思わない」という生徒も少なくないという実態です。

他者との違いを理解すること、受け入れること、その上で関係を築けるようになることにより、ホームルームや行事等の特別活動を通して引き続き取り組んでまいります。

いじめについての望ましい考え方は、学校だけで育つものではありません。ご家庭での働きかけがあることにお子様と話し合ってくださいませよう、ご協力をお願いします。

(2) 今回の結果から
今回も無記名式で実施しました。いじめの有無について、「今はいじめられている」という回答がありました。記入してくれた生徒がなかった場合は個別面談により様子を聞き、気持ちを汲みながら、引き続き年次団を中心に関係者で対応していきます。

3 いじめを受けたり気づいたりした場合は…
おおよそ5人に1人がいじめられたときに「誰にも相談しない」と回答しています。生徒の皆さんがいじめを受けたり気づいたりした場合は、**ためらわずに、保護者や担任・教員等の相談しやすい教員に伝えて下さい。**北海道教育委員会等の相談電話でもかまいません。

保護者の皆さんは、お子様から相談があった場合には、遠慮なく学校へお知らせ下さい。学校では、**申し出てくれた人の秘密を守りながら、解消に向けて一緒に取り組んでいきますので、安心して相談していただくようお願いいたします。**

本校の「いじめ」
http://www.hokkaido.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sa/ijime_modelprogram.htm
北海道教育委員会「子ども相談支援センター」(無料・24時間受付)
0120-3882-56

① 「いじめに関するアンケート調査について」
・課題となるアンケートの結果をグラフ等で分かりやすく示す。
・いじめを見逃したり、見て見ぬ振りをしてしまう子どもがいたことを公表する。

② 「今後の取組」
・現状における課題及び課題を受けた学校の取組を示す。
・学校の具体的な取組例として、「ほめメッセージ」(右)「ほめポスト」(左)の取組を紹介する。

③ 「いじめを受けたり気づいたりした場合は…」
・生徒から相談があったり気づいたりした場合は連絡するよう保護者へ周知

④ 「本校の取組について」
・「学校いじめ防止基本方針」及び学校と生徒主体の取組内容について、学校のWeb ページに公開していることの周知

◆ 事例2 『学校だより』によるいじめ根絶に向けた取組の公表

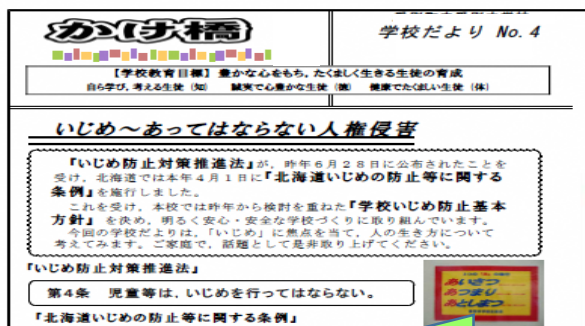
【取組の特徴】

- いじめ根絶に向けた学校と地域が一体となった取組の推進

いじめに関する基本的な考え方についての情報提供

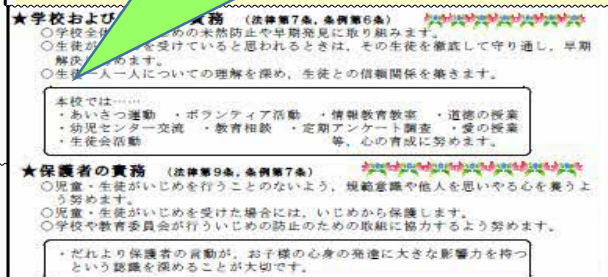
【取組の概要】

当該学校では、「いじめ防止対策推進法」や「北海道いじめの防止等に関する条例」の施行を受け、「学校いじめ防止基本方針」を制定したことを大きく取り上げ、いじめについての基本的な考え方や、学校及び保護者の責務について具体的な説明を行うことにより、いじめに関する共通理解を図っている。



学校全体で守りたい基本的な生活習慣について、分かりやすく「3つのあ」（あいさつ、あつまり、あとしまつ）として示している。

「学校だより」に「学校いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、あいさつ運動や教育相談、アンケートの実施など、学校及び教職員の責務を示すとともに、理解を促した。



【「〇〇中学校 学校だより」より抜粋】

◆ 事例3 『学校評価』等を活用したいじめの状況等の公表

【取組の特徴】

- 学校評価やいじめに関するアンケート等の公表による家庭との連携強化

保護者あて文書による公表

2 いじめに関するアンケート調査（平成27年5月）について
北海道教育委員会の様式に従い、無記名式で実施しました。このためアンケートの目的はいじめの被害者や加害者を直接特定するのではなく、いじめの状況を把握し未然防止の取組を改善していくことにあります。

参考 アンケートの結果から

●「今もいじめられている」0件
年次・担任により引き継ぎ状況の把握を行っています。今と
ころ深刻な状況はありません。今後も注意していきます。

●「いじめられたとき誰に相談するか」

学校の先生	友人	父母	兄弟姉妹	電話相談	相談しない	その他
80	210	192	97	7	82	4

「誰にも相談しない」との回答が
多く、心配な状況です。

●「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思うか」

そう思う	そう思わない	よくわからない
291	31	79

「そう思わない」、「わからない」との
回答が多くあり、いじめは人権侵害との意
識を高める必要があると考えています。

当該学校では、文書によりいじめアンケート結果の公表を行うほか、校内の「いじめ防止対策委員会」において、いじめアンケートや教育相談結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止策を構築するとともに、年間数回実施する学校評価アンケートを基に検証を行い、改善策を検討している。

学校評価による公表

「いじめは、外部からの不審者の対策など、生徒の安全確保に努めていると思えますが、
学校は、「年間4回のいじめに関する実態調査」「個人面談」「HR指導」などを通じ、他者を思いやる心の育成やいじめの未然防止に努めていると思えます。」

当該学校では、自己評価や学校関係者評価などの項目に「いじめの未然防止に努めているか」などを設定し、その評価の結果を踏まえ、いじめの根絶に向けた取組の改善・充実に努めている。また、この結果については本校の Web ページに掲載するなど公表している。

学校評議委員会に報告



当該学校における学校評議委員会では、「学校いじめ防止基本方針」を公表していることを受けて、いじめの発生状況等について報告し、学校評議員から意見をいただいている。
学校評議委員会が出された意見を踏まえ、校内のいじめ対策委員会で取組状況の点検を行い、対応が遅れた点などについて反省を行った。その反省を踏まえ、全教職員を対象にした校内研修を行い、「学校いじめ防止基本方針」や対応について理解を深めた結果、教員間で意識のズレがなくなった。